

労働組合運動のアップグレードとストライキ

経営的打撃か、社会的包囲か

—21 世紀日本におけるストライキの意義と戦略—

兵頭 淳史

1 ストライキの本質と日本社会

「ストライキとは、労働力の集団的な売り止めであり、労働組合による強力な実力行使の手段である」。今日、「ストライキとは何か」という問いに対しては、おそらく多くの場合こうした回答が返ってくるであろう。こうした言明は、現代の日本を含む多くの資本主義社会・リベラルデモクラシー国家におけるストライキの説明としては、概ね妥当なものと言えるかもしれない。

しかし、より根源的なレベルに視点を下ろしてゆけば、ストライキの本質とはこうした説明によって語りつくせるものではないことは直ちに明らかとなる。人類史上最も古いストライキの記録として知られているのは、紀元前 12 世紀、古代エジプトで神殿の建築作業に従事していた職人集団による作業拒否行動であるが、言うまでもなく、この「ストライキ闘争」への参加者達は、今日「労働組合」という名で表現されるような自主的・恒常的組織のメンバーではなく、必ずしも奴隷ではなかったにせよ、労働力商品の売り手としての「賃労働者」「雇用労働者」とも全く異質な存在であった¹。日本においても、とくに第二次世界大戦前において

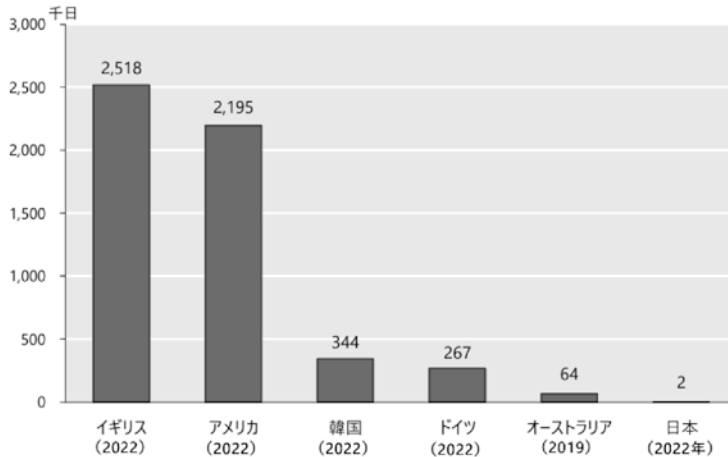
は、労働組合の法的立場が極めて脆弱な状況の下で、しばしば恒常的な組織ではない争議団によって実施されるストライキが発生したり、戦時下にあっては、強制労働に従事させられた徴用工、すなわち雇用労働者とは全く異なる、ある意味奴隷的拘束下に置かれた労働者によるストライキが決行されたりした歴史が存在することはよく知られている。

つまり、ストライキとは「労働組合」に組織された「賃労働者」「雇用労働者」でなければ起こしえないものではない。いかなる形態であれ、他者の指揮・命令の下で労働に従事している者たちの間に現状不満や疎外状況が存在するのなら、それに対する集団的な異議申し立てとして、与えられた仕事や作業を放棄あるいは停止するという行動は、いつでもどこでも、自然発生的にも起こりうるものである²。

あるいは、ここで今述べたようなことは言わずもがな、「当たり前」のことかもしれない。にもかかわらず、このことをあえて強調するのは、日本におけるストライキをめぐる状況や言説について考える際、このことはあらためて重要な点と思われるからである。

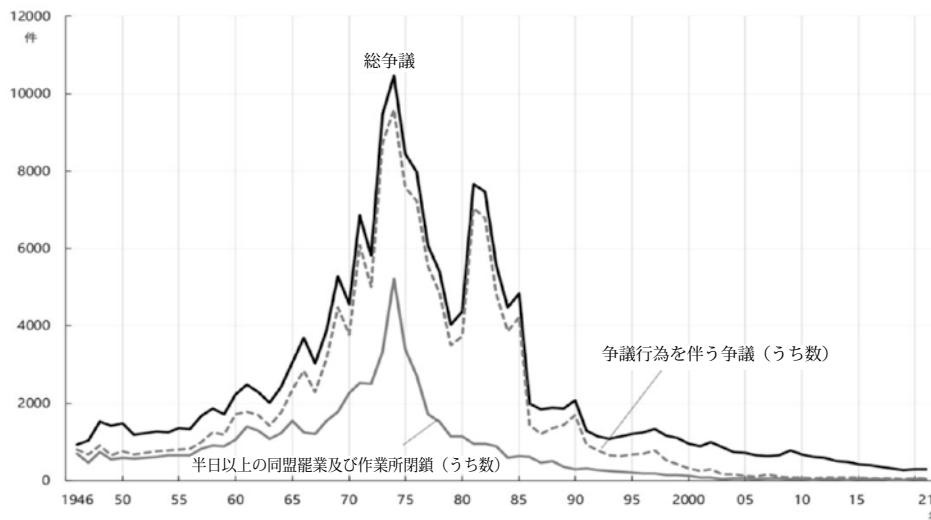
図 1 はストライキによる労働損失日数（スト件数×参加人員数）を主要先進各国間で比較したものであるが、日本はストライキがほとんど

図1 労働争議による労働損失日数の国際比較



出所：JILPT『データブック国際労働比較』2024年版

図2 日本における労働争議件数の推移（1946-2021年）



出所：JILPT 統計情報 (<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/>)

発生しない国であるというイメージは、今やよく知られたこうしたデータによっても裏付けられるものである。そして、こうした日本の「無スト」状況について、例えば筆者の勤務先大学で学生にその要因や背景を尋ねてみると、「日本人の国民性」といったものに求める答えがしばしば返ってくる。このような反応が現実を的確に認識したものではありえないことは、過去

に遡れば現代日本においてもいかにストライキが頻発していたかということを確認しただけでも明らかである（図2）。しかしさらに問題なのは、日本においてストが起こりにくい状況について、日本の労働組合の多数が企業別労働組合という組織形態をとっていることに求める説明が、今なお有力となっていることである³。

先に述べたように、ストライキという集合行

動は労働組合という組織によらずとも実行するものである以上、そしてまた、文明史を貫いて普遍的に起こりうる事件であったということをも併せ考えても、日本においてストが根絶に近い状況となってきた原因を、「国民性」といったあやふやなものに求める見解は全く適切ではない。また労働組合の組織形態にそれを求めることもまた一面的な認識と言わねばならない。

確かに、日本において主流を占める労働組合組織が、こと1980年代以降においては、ストライキに向かおうとする労働者集団の意図を挫きそのエネルギーを封じ込める装置として作動してきたこと自体は概ね間違いないところであろう。だが問題は、労働組合が企業別労働組合という組織形態をとっていることに還元できるものではない。実際、1960年代～1970年代前半という日本におけるストライキ闘争の上昇局面にあって、その組織的主体となったのも企業別労働組合だったのであり、それが70年代以降急速な下降局面へと転じるにあたって、日本の労働組合の組織形態に劇的な変化が生じたわけではないことから、それは明らかである。

日本におけるストライキをめぐる今日的状況の要因と見なすべきものは、70年代後半以降における労使関係や労働組合内の権力構造・イデオロギー的状况の変容、そこから醸成されたストライキに対する異常なまでの否定的な社会的雰囲気や世論の包囲網に他ならない。そしてその背景にあったものは、経営側による違法な労務政策（労働組合への支配介入）をも通じた自律的な職場労働者集団の解体、そうした経営者の違法行為への黙認ないしは支援という形をとった公権力の行使、それへの労働運動主体の

側の不十分あるいは拙劣な対応にあったと捉えるべきであろう⁴。

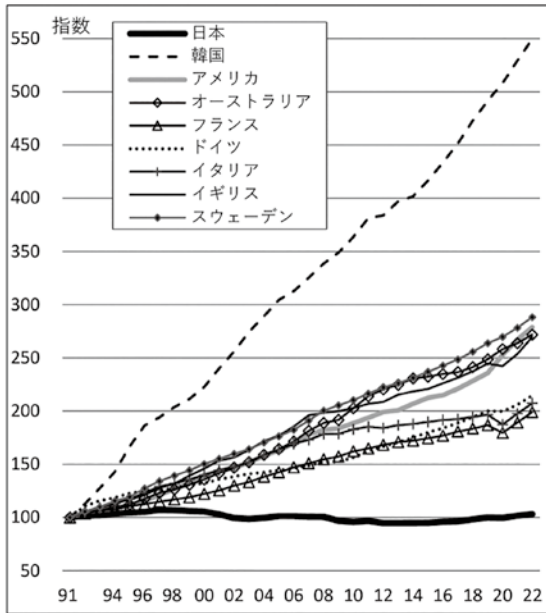
② ストライキの復活？

とはいえ、本邦におけるストライキをめぐる状況は、近年再び変化の時を迎えているようにも見える。2023年8月31日の、そごう・西武労働組合による、日本の百貨店としては61年ぶりとなるストライキが大きな反響を呼んだことは未だ我々の記憶に新しいところであるが、それ以外にもここ数年、スト決行によって全国的に注目される労働争議のケースは枚挙にいとまがない。例えば、2016年12月川崎・横浜の臨港バス、17年12月の九州商船、18年5月のジャパンビバレッジ（JR東日本駅構内などの飲料自販機オペレーション企業）、19年9月・11月の東北自動車道佐野サービスエリア、22年12月および翌23年12月の東海大学などにおけるストライキである。

そして瞠目すべきことは、これらのストをとりまく世論やマスコミ報道が、かつてよりもはるかにスト労働者側に対して同情的になっているように見えることである⁵。こうした世論の動向は、あまりにも長期にわたって極端な賃金抑制が継続していることに象徴される日本の労働情勢の異常さへの認識が（図3、図4）、ようやく一般にも浸透しつつあることを一因とするものであろう⁶。そしてこうした世論の動向そのものが、労働組合の戦術としてのストライキに、その規模や持続性から見て本来持ちうる効果以上の力を与えてきたと考えられる。

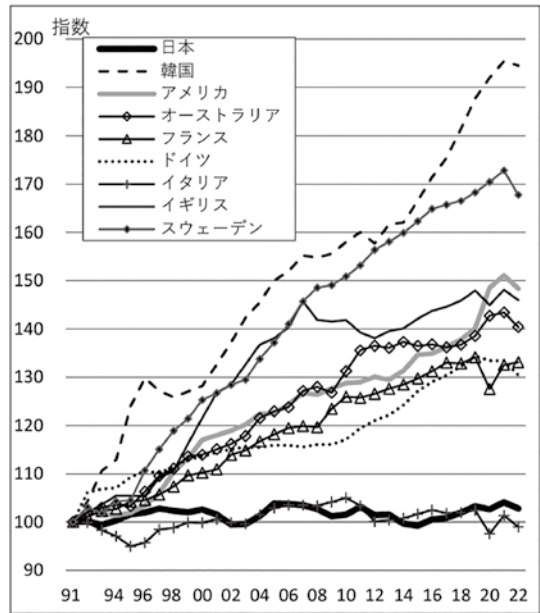
そもそも、ストライキの資本・使用者に対抗する団体行動としての有効性はいかなるところから来るのであろうか。筆者は本稿冒頭におい

図3 賃金動向の国際比較（名目 1991 = 100）



出所：『連合・賃金レポート』2023年版

図4 賃金動向の国際比較（実質 1991年 = 100）



出所：同左

て、ストライキを「労働力の集団的売り止め」とする定義に疑義を呈したが、にもかかわらず、近代以降の資本主義経済における自由な賃労働者・雇用労働者を前提とする限りにおいては、ストライキについてこのように定義することは概ね妥当なものと言える⁷。すなわち、労働者はストライキによって、生産過程の円滑な進行に不可欠な要素として日々の経営プランに組み込まれているはずの労働力の供給を停止し、そのことをもって資本・経営者に経済的打撃を与えることによって、自らの要求に対する譲歩を引き出すのである⁸。

実はこうした観点からすれば、上に例示したような近年社会的注目を集めたストライキの多くは、その意義は小さく、その効果も期待し難いものということになる。すなわち、これらのケースにおいては、運航旅客船の全便欠航ストを無期限で構えた九州商船のスト（経営側譲歩

により1日で解除）や⁹、比較的小規模の事業所にもかかわらず複数の職種にわたる50人近くの労働者が参加して1カ月におよぶ長期ストとなった佐野S Aの事例などを除けば¹⁰、ストの規模や継続期間そのものは、それによって企業経営に直接的かつ深刻な打撃を与えうるほどのものとは言い難いからである。

しかし現実には、これらのストライキ闘争は、そうした見方から想定されるよりもはるかに大きなインパクトをもち、要求事項にしても全面獲得とはならずとも、多くのケースにおいて経営側からの実質的な譲歩を一定程度引き出すことに成功している¹¹。このことの背景となったと考えられるのが、先に述べたような世論の動向、とくにソーシャルメディアなどを通じて形成された、1980～2000年代には考えられなかったほどの、（欧米などに比較すればまだまだ冷淡だとは言え）スト労働者側に対する

好意的・同情的な社会的雰囲気、経営側に対して譲歩への圧力となったことである¹²。

すなわち、ストライキという行動によって、それが経営側に対して直接的な経済的打撃を与えずとも、異議申立ての意思を最も強固かつ明瞭に示すことが、経営側を社会的に包囲する世論や「雰囲気」を作り出し、要求の一部ないしは全部を獲得する、という戦略が採用されていると表現することもできる。それは、半ば意図せざる形で採用されたものではあるかもしれない。だが例えばそごう・西武のケースなら、労働側は、経営側の方針が貫徹することは西武百貨店本店の池袋からの消滅をもたらす可能性、そのことが池袋という地域に損失をもたらすことへの危機感を、住民や顧客に対してアピールする戦術を意識的に展開しており¹³、佐野SAの事例においても、スト主体はSNSを通じて、ストに踏み切らざるをえなかった背景に乱脈な経営体質が存在することを告発していた¹⁴。

このように2010年代以降、未だ限られた労働者によるものではあれ、経営に対する直接的な打撃は小さくともスト決行を通じて経営側を社会的に包囲するという戦略が、意識的にあるいは意図せず採用されることによって、ストライキが労働者の社会的・経済的要求実現のための武器たりうるという認識が、再び獲得されつつあると見ることができる。

③ 社会的包囲戦略の限界とオルタナティブ

では、こうしたストライキの「社会的包囲」戦略は、長期的にみて今後も有効性をもち、本邦におけるストライキをめぐる状況を一変させてゆくことにつながってゆくのだろうか。その

判断をめぐっては、なお慎重な見立てが必要であろう。

ストライキが「社会的包囲」を通じて労働側の勝利をもたらしてきた最も重要な条件の一つは、世論や社会的な「空気」と言えるべきものが、スト労働者に対して好意的ないし同情的である、という点にあった。ではこうした状況は今後も持続する、あるいは強化されてゆくとみてよいのだろうか。まず念頭においておかねばならない点は、こうした社会的な雰囲気は、逆説的にも、労働運動の力があまりにも弱くなり、そのことのコロラリーとして、労働力不足が深刻化しているにもかかわらず労働条件や賃金の改善が遅々として進まず、それが経済成長にとっても死錘として作用しているという認識が広がり、そのことを、自民党政府や『日本経済新聞』のような主流マスメディア、さらには財界団体でさえもが危機感をもって取り上げなければならなくなった、という状態が生み出したものだと言える。

今後、労働者が仮に実力行使の力を伴うような組織化を再び顕著に進展させ、スト性向を強めてゆくということにでもなれば、こうした支配的グループによって形成される論調は一転する可能性は常にあるとみてよい。なかには、権力主体やマスメディアがどのように世論誘導しようとも、ソーシャルメディア（SNS）が適切な世論を形成すると期待する向きもあるだろうが、そのような可能性にも懐疑的にならざるをえない。筆者自身はメディア論や世論研究の専門家ではなく、この点について正確な判断を下す知見には乏しいが、日本語圏のソーシャルメディアが、政府や主流マスメディア、企業社会が作り出す言説とは全く異なる方向性をもった、オルタナティブで「民主的」な言説的ヘゲ

モニ－を作り出す可能性に過大な期待をかける有力な根拠や材料は、少なくとも現段階では見当たらない。

また、社会的包囲を戦略とするストライキ闘争の意義と可能性を高く評価する労働運動家／研究者の今野晴貴は、こうしたストライキが、当該労働者を越えた幅広い人々に訴求する社会正義を掲げることによって有効となっている点を重視する¹⁵。確かに、ストライキが個別企業労働者などの狭い利害を超えて広範な人々にかかわる社会正義の実現につながるというアピールの重要性・有効性は否定しがたい。そのことは、アメリカで23年に実施された自動車産業ストが、「格差社会の解消」という社会正義の実現を訴えることによって世論の支持を得て勝利したことなどを見ても¹⁶、説得力を増している。

しかし、70年代中盤までの日本の労働組合運動やストライキ闘争が、賃上げや雇用にとどまらず、最低賃金制、社会保障、平和問題といった社会的課題を、他の先進各国と比較してもとりわけ積極的に打ち出すものであったにもかかわらず¹⁷、その後のストライキの低落ぶりは世界で最も著しいという事実は、幅広い階層にかかわる社会正義を前面に打ち出すことによってもおお、それだけではストライキの復権にとって十分ではないということを示唆しているとも言えよう。

では今後日本社会においてストライキが本格的に復活し、それが再び私たちの労働社会において「当たり前」の風景となってくるために必要な条件とは何なのであろうか。それはやはり、直接的に経営への打撃を与える実行使となるストライキを実施する組織力、すなわち要求実現のために、必要とあらば生産や操業をほ

ぼ全面的にストップさせるほどのスト権行使を躊躇なく行える意思と力をもった労働者が、労働現場において多数を占める状況を、あらゆる産業・企業において作り出すことだと思われる。

だが、ストが再び注目されているとは言っても、労働争議件数はなお史上最低水準で推移し¹⁸、職場はそのような状況からほど遠いという現状から、いかにすればそのような組織力の再生が実現しうるのであろうか。禅問答じみた答えと思われるかもしれないが、筆者は、それはストライキによってこそなしうと考える。ふざけているわけではない。別稿でも引用しているのだが¹⁹、ここで改めて参照されるべきは、下田平裕身による次のようなストライキ論である。

労働現場に内在する社会的、政治的エネルギーの解放という視点からみれば、〈ストライキ〉という行動は、要求貫徹のための手段を越えて、それ自身の固有の意味とそれ自身の発展過程を持っている。絶え間なく続けられる労働の〈日常〉とは、労働を支配している組織の論理が絶え間なく再生産されていることを意味する。個々の労働現場において労働する者は、それぞれの労働をめぐる関係性の日常のなかに呪縛され、より普遍的な社会に至る表現の経路を断ち切られている。〈ストライキ〉＝労働の組織的な停止行動は、たとえ部分的、一時的にせよ、組織の支配を断ち切る。労働現場における支配とは、一瞬も絶えることのない労働の継続を生命線としているからだ。ストライキによって、労働を支配する側は初めて労働する者を〈支配に服さないもの〉〈異質なるもの〉として認識す

る。そして、同時に、労働する者はストライキによって、一時的にせよ日常の労働に従事する存在とは〈異質な存在〉に変容する。労働をめぐる日常のさまざまな関係性の呪縛から離れ、生身の人間としての感性と社会的視野を回復する。言い換えれば、〈労働者であること〉と〈社会の中の人間であること〉との間に、一筋の大きな道が拓かれるのだ。〈労働の日常〉からの解放によって獲得される視野の拡大は、ストライキの政治的な発展の原動力となる。労働する者とそれに敵対する者との双方に生じた、この認識の変容は、これまでの関係の変革の可能性をはらんだ新たな社会的、政治的場面への移行を意味する。ストライキがはらむ、このような本質的特徴は、どのように小さな規模のストライキにおいても観察される。

……

ストライキと言う行動によってはじめ、労働現場にある者はその閉じた世界から社会的、政治的な領域への第一歩を踏み出す²⁰。

この下田平のストライキ論を敷衍すればすなわち、ストライキは単なる要求実現のための手段であるということにとどまらず、それ自体が労働現場における自律的な労働者集団を作り出す営みにほかならない、ということになる。したがって、ストライキがほぼ根絶されているという困難な与件の下で、だがそのような状態自体が、われわれの社会においてストを包囲・封殺してきた言説空間に一筋の空隙を作り出しつつあるこの情勢においてこそ、どれほど小さな規模からであろうとも、そしてこれまでストライキの「本来的」な有効性の発揮経路と考えられてきたものとは異質な、社会的包囲という戦

略に依拠したものであろうとも、ストライキを敢行すること自体が大きな意義を持つと言えよう。ストライキという行為そのものの積み重ねが、経営的な打撃を与えうる質量を伴うストを闘うポテンシャルを有する労働者集団を作り出すのである²¹。

このことを考えるにあたっての示唆的な歴史的経験として、ある地方公務員労組の運動史を瞥見してみよう。岡山市に雇用される公務労働者を組織する岡山市職員労働組合（岡山市職労）は、第二次大戦直後の1946年に結成されて以来の長い歴史をもつ自治体労組である。しかし結成からわずか4年後、全国的にレッド・パージの嵐が吹き荒れる渦中で1950年に産業別組織（自治労連）を脱退して以降はしばらくの間「冬の時代」と呼ばれる停滞期にあった。その後60年安保闘争への参加などを経て少しずつ「労働組合らしい労働組合」へと脱皮してゆく。しかし、もとより同労組は、非現業公務員から争議権を剥奪した1946年10月の労働関係調整法施行後に結成され、48年からは地方公務員法の適用を受ける職員団体であり、他の自治体労組と同様、合法的なスト権を持たない組織であった。にもかかわらず、自治体労組のなかには60年代半ばからストを実施する組織も再び増加しつつあったが、岡山市職労は、67年に市当局が「違法ストに参加した職員は処分する」という警告を発するなど抑圧的な姿勢を貫く下で、60年代末までストを実施することはなかった²²。

こうした状況に風穴を開けたのは、1969年11月13日に総評の組織した、佐藤栄作首相訪米抗議の全国統一行動である。岡山市職労は結成以来初のストライキによってこの統一行動に参加するが、このときのストの継続時間はわず

か4分間にすぎなかった。だがこのスト実施の経験は、同労組にとって重要な画期を成すものとなった。73年に年金の賃金スライド制実現等を求めて春闘共闘委員会の呼びかけで取り組まれた全国規模の年金統一ストにあたっては、岡山市職労は30分を超えるスト、その2週間後における春闘統一行動では1時間のスト、といった実績の積み重ねのなかで、ストを辞さない職場労働者集団が形成されていった。その末に、74年春闘にあたって同労組は、右翼団体の妨害に対峙しつつ半日にわたるストライキを打ち抜くまでに至ったのである²³。

この事例は、60年代末から70年代半ばという労働運動の高揚期におけるものであるという点を、重要な前提として認識しておかなければならないのはもちろんである。しかし他方では、公務労働者としてストライキが違法とされ、なおかつ使用者たる市当局がとくに強権的な姿勢をみせ、さらに組織としてのストライキの経験が皆無に等しいという、きわめて困難な状況のなかで刻まれた歴史であることには、いっそうの注意が払われるべきであろう。

今日われわれの社会で「労働」を取り巻く状況が極めて深刻な問題を抱え続けているなかで、そうした客観的な情勢を変革するためにストライキは不可欠な行動であると言い切ってよい。だが同時に、そうした変革をもたらす主体を形成するのもまたストライキである、という視角をもつことは、現状が強い閉塞感をわれわれにもたらしている今日においてこそ、とりわけ重要だと思われる。

最後に、先に長々と引用した下田平論文の、非常に印象的な締めくくりの一節をもって、拙稿の結びに代えたい。

「労働する者の人間的な解放は、自らを束縛する〈労働の日常〉を変革することを避けてはありえない。ここに、今一度、その突破口としての〈ストライキ〉の復権の問題が浮かび上がってくるだろう。／あらゆる労働現場で、ストライキの復権を！」²⁴

(ひょうどう あつし・専修大学経済学部教授、
労働総研会員)

※本稿の執筆にあたっては、濱口正幸氏（専修大学社会科学研究所特別研究員）より貴重な助言を得た。とくに記して感謝したい。

- 1 Jan Lucassen, *The Story of Work: A New History of Humankind*, Yale University Press, New Haven, CT and London, 2021（塩原通緒・桃井緑美子訳『仕事と人間—70万年のグローバル労働史』上巻、NHK出版、2024年、202-204頁）
- 2 この点については藤本武『ストライキの歴史と理論』新日本出版社、1994年、12頁を参照。
- 3 例えば、今野晴貴『ストライキ2.0』集英社新書、2020年、60-61頁など。
- 4 参照、兵頭淳史「企業内組合体制の成立」『地域と労働運動』124号、2011年、33-37頁、同「日本における新自由主義の起点に関する考察」鈴木玲他編『新自由主義と労働』御茶の水書房、2010年、14-18頁など。なお前者の論稿で具体的な検討の組上に載せられているのは、1960年代前半の電機企業のケースであるが、この時期に一部の民間製造業大手という限定された分野で進められた政策展開とそれによる労使関係の変容が、70年代後半にあらゆる産業やセクターへと全面化してゆく過程をめぐる考察を加えたのが後者である。また70年代における労働組合と職場労働者集団の変化については、同「職場闘争から地域主軸の運動へ—80年代日本における労働運動の衰微と転形—」『社会運動史研究』6号、2024年、下田平裕身「戦後50年の労働運動—ストライキはいかに封殺されたか」『インパクション』91号、1995年をも参照のこと。
- 5 そのことは例えば、次のような新聞記事に象徴的に現れている。「「闘わない労組」転機」『日本経済新聞』2023年8月31日付、「スト規制法に廃止論議」『日経産業新聞』2024年2月22日付、半沢二喜「労使はなれ合いより対峙」『日本経済新聞』2023年11月15日付。とくに最後に挙げた論説記事（執筆者は日経論説委員）は、かつて航空労組のストを取り上げ、グローバル競争下においてストライキを行うことへの徹底批判を展開していた1998年の同紙社説「航空労使は頭の切り替えが必要だ」（4月11日付）などと比較すると隔世の感があり、ストや労働組合の機能をめぐる主流マ

スメディア論調の変化を端的に示すものである。また、アマゾンモデルとした巨大物流企業を舞台に、物流の「闇」を描いて大ヒットした2024年8月公開の映画『ラストマイル』でもストライキが重要な場面となっており、その描かれ方は極めて肯定的である。

- 6 「世界は物価高く賃金上昇」『日本経済新聞』2024年1月19日付。
- 7 ただし、政治スト、ゼネストなどの場合はこの限りではない。
- 8 藤本前掲書、12頁。
- 9 「九州商船でスト準備」『朝日新聞』2017年12月22日付（長崎版）、「早急に解決、労使安堵」同2017年12月26日付。
- 10 今野前掲書、69頁。
- 11 そごう・西武労組によるストの直接的争点は親会社セブン&アイホールディングスによる百貨店の外資ファンドへの売却の是非であった。ストで労組が掲げた売却阻止は実現しえなかったものの、売却反対の最も重要な理由となる目標のひとつであった雇用確保はほぼ達成されている（寺岡泰博『決断—そごう・西武61年目のストライキ』講談社、2024年、「そごう・西武再建へ600億円」『日本経済新聞』2023年9月6日、「セブン&アイ、そごう・西武社員引き受け」同2024年3月7日付）。ジャパンビバレッジでは、ストの結果労働側は、事業外みなし労働時間制の廃止、過去の未払い賃金の支払い、休憩取得、有給休暇の取得、支店の労働者の増員といった成果を獲得した（今野晴貴「タダ働きが露見した「自販機品切れ闘争」の真実」『東洋経済 ONLINE』2020年3月31日配信（<https://toyokeizai.net/articles/-/340321>）。東海大学では22年12月ストの結果、教職員組合が要求していた非常勤講師の雇止め撤回を一部かちとった（東海大学教職員組合公式サイト <https://toukaunion.jimdofree.com/>）。
- 12 今野前掲書、48-49、68-76頁、「そごう・西武、ジェットスター、ヤマト運輸…覚醒する労働者たち」『日経ビジネス』2230号、2024年。
- 13 寺岡前掲書、299-301頁。
- 14 今野前掲書、69-71頁。
- 15 同前。
- 16 伊藤大一「今日のアメ리카労働運動から何を学ぶのか—アメリカの格差社会とストライキから」『学習の友』845号、2024年。
- 17 この点については、兵頭、前掲「日本における新自由主義の起点に関する考察」、同「戦後70年の労働運動と社会運動ユニオンズム」『季刊経済理論』52巻4号、2016年、同「組織労働者の反戦運動と経済闘争」『大原社会問題研究所雑誌』698号、2016年、同「社会政策の形成と労働者集団の役割」『日本労働研究雑誌』747号、2022年などを参照のこと。
- 18 厚生労働省『令和4年労働争議統計調査の概況』2023年。
- 19 兵頭、前掲「職場闘争から地域主軸の運動へ」。
- 20 下田平編、前掲論文、26頁。
- 21 その意味で、今日の状況にストライキをめぐる新たな段階が拓かれる可能性を見出す今野の議論は全く妥当なものである。
- 22 岡山市職労50年史編集委員会編『岡山市職員労働組合結成50年の歩み』同組合、1996年、岡山市職労公式サイト <https://ocwu.jp/wp1/>
- 23 岡山市職労編前掲書、122-123頁。
- 24 下田平前掲論文、32頁。